

自衛隊のイラク派兵と 憲法・教育基本法改悪に反対する(声明)

2004年2月4日

埼玉県高等学校教職員組合中央執行委員会

1月26日、航空自衛隊の本隊第2陣、および陸上自衛隊本隊のイラク派兵が命令された。小泉首相は、陸上自衛隊先遣隊の派遣命令に際して、憲法前文の「自国のことに専念し」を歪曲して2度も引用し、イラクへの自衛隊派遣命令を国民に説明した。2月2日には、小泉首相は、旭川で陸上自衛隊に対して激励をし、「戦闘を行うのではない」と強調した。そして3日、陸上自衛隊本隊の第1陣が出発した。2日には、イラクで大規模な自爆テロが起こり、150人あまりが死傷したと報道されている。

日本国の「軍隊」が武装をして、戦闘の行われている国に派兵されるのは、現憲法下では初めてのことで、まさに歴史的暴挙である。

自衛隊のイラク派兵の承認と、派兵費用を盛り込んだ補正予算案を審議した衆議院では強行採決が行われ、国会は空転状態になった。

1. 米・英のイラク戦争に大義はない

米ブッシュ大統領は、戦争の口実に「イラクには核兵器、生物化学兵器などの大量破壊兵器がある」「世界の安全を確保するために、テロを支援するフセイン政権を倒す」さらに「イラクの民主化を実現する」として、イラク戦争を始めた。イラク攻撃を始めて10ヶ月たった今でも大量破壊兵器は発見されていない。それどころか、大量破壊兵器は存在していなかったことが、アメリカやイギリスをはじめ各方面で明らかにされている。アメリカやイギリス政府が情報操作をしたことが疑われている。

他国の政権を倒したり、「民主化」と称して他国の内政に介入することは、国連憲章でも厳しく禁止している。

イラクへの攻撃を開始する前に、アメリカは安保理の承認決議を求めた。しかし、国連安保理では、フランス、ドイツ、ロシアなどから強い反対があり、公開討論まで行われ、世界各国のメディアがとりあげた。安保理決議に必要な9カ国の賛成が得られないと判断したアメリカは、イラク攻撃に踏み切った。国連軍とはまったく異質の「有志連合」は、たったの30数カ国(国連加盟国の6分の1)にすぎない。しかも、主な戦闘の終了宣言(5月1日)ののち、アメリカは国連で、各国に復興支援を求める安保理決議をあげさせた。この決議にこたえ、アメリカのイラク占領支援のために派兵するのは唯一日本だけである。

さらに、アメリカの少なくない兵士(400人)が精神疾患にかかったり、休暇でアメリカに戻ってその後帰隊しない兵士が多くいたり、自殺者が20人を超えていることは、この戦争に大義がないことを別な形で示している。

フセイン元大統領の確保後1ヶ月半が経過したが、どのように処遇されるのかは未だ明確になっていない。あたらしいイラクの国家づくりにも展望が見いだせていない。こうした中、テロが相次ぎ、「占領ではなく、直接選挙で、主権を国民の手に返せ」と大規模なデモがイラク各地で頻繁に行われている。

イラク戦争が大義のない戦争であることは世界各地で明らかになり、軍隊を派遣している各国でも国民世論は撤退を要求している。

2. 日本の自衛隊派兵は許されない

アメリカの単独行動主義によるイラク戦争の「有志連合」に、日本は無条件に加盟した。そもそもイラク戦争に大義はなく、アメリカ、イギリス国内でも批判の声が挙がっている。小泉首相が戦闘行為は行わないと強調しても、占領下のイラクに銃を携行し、軽装甲機動車に乗って武装した軍隊が行くこと、航空自衛隊の輸送は直接米軍を支援することなどから、世界各国も、イラク国民も、自衛隊の派遣は復興支援ではなく、占領軍支援と理解している。

自衛隊は自己完結型のため、給水などのインフラ整備を行っても、雇用創出などのイラク国民への基本的な生活支援は不可能である。国民生活支援などは、占領軍ではなく中立のNGOが行うべき課題である。自衛隊の派兵は、こうしたNGOの活動を困難なものにすることになる。

イラク特措法の前提条件である「非戦闘地域」であることの明確な根拠は示されていない。それを明らかにすべき国会では、政府の事実誤認もあり、野党をはじめ自民党からも数人が欠席した中で強行裁決が行われ、「空転」という事態になった。

自衛隊のイラク派兵は、世界の人々からも、イラク国民からも歓迎されていないばかりか、日本国憲法9条に明確に違反するものである。戦後、日本国民が努力し、築き上げてきた平和な日本を崩す歴史的暴挙である。絶対に許されるものではない。直ちに自衛隊のイラク派兵を中止し、すでに派遣されている部隊を撤退させるべきである。

3. 憲法・教育基本法の改悪を許すな

日本国政府は、PKO(平和維持活動)法で、カンボジア、東チモールなどへ自衛隊を派遣し、選挙監視や道路の補修など、「非戦闘地域」での活動を行った。これらは戦闘が終了した後であり、また自衛隊の受け入れが了承されている、という条件の下での派遣であった。今回とは全く異なる事態である。PKO法の成立当時に凍結されていた武器の携行は、今は解除されている。

その後も、周辺事態法、テロ対策特措法、イラク特措法、有事法制を次々と成立させ、アメリカの戦争への支援体制を整えつつある。

現在、テロ対策特措法に基づいてインド洋にイージス艦を含む給油艦を派遣し、米・英軍に給油活動を行っている。前国会では、その延長を決めた。今回の自衛隊派兵は、イラク特措法に基づくものである。

多くの国民の反対を押し切って有事法制を成立させ、また国民保護法を準備し、その発動の法整備を進めている。さらに、憲法を改悪するために必要な「国民投票法」の準備もすすめている。

憲法に反する法律を次々に成立させる日本政府は、アメリカへの無条件追従である。この矛盾する事態を憲法改悪で解決するというもくろみは、民主主義を発展させ、すべての人間が豊かに生活できる社会を求める国際社会と、人間社会の発展の歴史に逆行するものである。

さらに、アメリカに追従し、自衛隊を海外に派兵するという国づくりをすすめるなかで、「国を愛する心」をもった人づくりをするために、教育基本法の改悪ももくろんでいる。

こうした動きを、絶対に許すわけにはいかない。

4. 高校生や児童・生徒たちとともに学習し、行動を

高校生が、武力によらないイラク復興支援を求める請願書と署名を小泉首相に提出したことに對し、小泉首相はその文章も読まず、高校生の心を傷つけたばかりか、「自衛隊が平和に貢献していることを先生がもっと生徒に話さない」と、と特定の考えを学校現場に押しつける発言をした。断じて許すことはできない。今必要なことは、公正な世界秩序を維持すること、イラク・アフガニスタンの復興などについて学習することである。さらに、日本政府が国際協力というコトバで自衛隊を海外に派兵し、憲法を改悪しようとしていることについて、学習を深め、行動を起こす必要がある。

公正な世界秩序(平和な世界)を実現するために

- ・イラクやアフガニスタンの事態を学習しよう。劣化ウラン弾が何を引き起こしているか、イラクやアフガニスタンの国民がどのような事態に置かれているのか、イラクやアフガニスタンの国民にとっての民主的な政府とはどのようなものか、などについて学習しよう。

- ・国連の平和維持システム(集団的安全保障)について学習し、確信にしていく努力をしよう。

- ・貧富の格差や環境の問題を解決するにはどのようにしたらよいか、世界経済フォーラム(04年1月、インド・ムンバイで開催)の成果について学習しよう。

- ・国際刑事裁判所(旧ユーゴ、ルワンダを含めて)、民衆戦犯法廷(湾岸戦争、日本軍制奴隷、アフガニスタンなど)について学習し、戦争にもルールがあり、それを犯せば裁かれることを学習しよう。

平和を守るための集会に参加を

- ・2月13日(金)まもろつ平和といのち2・13大集会(18:30~明治公園)
- ・3月20日(土)日比谷集会(日比谷野外音楽堂)
- ・3月20日(土)高校生平和集会(場所・時間は未定)